

令和 4 年度

小沢復旧治山工事 (R4 補正)

特 記 仕 様 書

第 1 条 適用

この特記仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）、治山工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）を補足する事項を示すものであり、標準仕様書及び共通特記仕様書に優先する。本工事の施工にあたっては、「森林整備保全事業工事標準仕様書」及び「治山工事共通特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

第 2 条 保険の付保及び事故の補償に関する付則

- 1．標準仕様書 1-1-1-47 の 5 項に記載の建設業退職金共済制度のほか、林業退職金共済制度も含まれるものとする。
- なお、受注者が中小企業退職金制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合においては、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。
- 2．標準仕様書 1 - 1 - 1 - 47「保険の付保及び事故の補償」第 5 項については、以下のとおり読み替えることとする。

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 カ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

第 3 条 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

第 4 条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

治山工事共通特記仕様書第 15 条に記載のある各種資材について下表のとおりとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
-	-	-

第 5 条 三者会議

本工事では、森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領に基づいた三者会議の実施を予定していないが、三者会議の実施が必要と判断する受注者は、発注者と協議するものとする。

第6条 現場環境の整備（快適トイレ）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、治山事業共通特記仕様書第14条1項に記載の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

ここに記載の【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当（10,000円/月）を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

第7条 週休2日の取組（受注者希望方式）

本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

（１） 受注者は、週休2日に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。

（２） 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 週休2日とは、対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

エ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

オ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」をいう。

（３） 本工事では、表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数（以下「週休2日補正係数」という。）のうち、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、当初から労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が4週8休以上でない場合は、これに応じて週休2日補正係数を用いて各経費を補正し、請負代金額を変更する。

ただし、現場閉所の達成状況が4週6休以上でない場合又は工事着手前に週休2日の取組について協議しなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。)は、週休2日補正係数を乗じずに請負代金額を変更する。

表 1

達成状況 (現場閉所率)	4週8休以上 (28.5%(8日/28日)以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25%(7日/28日)以上28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%(6日/28日)以上25%未満)
労務単価	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていないものは、補正の対象とはしない。

表 2

名 称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工(太鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(落石防止柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01

(4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画(実績)書を作成し、休日取得計画書(様式1)にあつては当該作業計画月の前月末(初回月分は工事着手日前)までに、休日取得実績書(様式2)にあつては当該作業実施月の翌月初め(最終月分は工事完成後)速やかに監督職員へ提出する。

(5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を標示板に掲示する。

(6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉

所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、現場閉所が 4 週 8 休に満たない場合にマイナス評価は行わない。

- （ 7 ） 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために「週休 2 日を促進する試行工事」実施アンケート（様式 3）について記入し、工事完成通知後 14 日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- （ 8 ） 工事完成後、4 週 6 休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は「森林土木工事における週休 2 日の取組実績証明書（様式 4）」を発行する。

第 8 条 施工計画書の作成

受注者は、技術提案書を施工計画書に添付するものとする。

第 9 条 情報共有システムの取組みについての評価について

本条の取組みの実施に対し、情報通信技術（ICT）への取組みにより「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「受発注者の事務負担の軽減」が図られるため、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。

第 10 条 遠隔臨場の取組みについての評価について

本条の取組みの実施に対し、情報通信技術（ICT）への取組みにより「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「受発注者の事務負担の軽減」が図られるため、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。

第 11 条 森林土木木製構造物暫定施工歩掛の使用について

森林整備保全事業標準仕様書 1 - 1 - 1 - 13「調査・試験に対する協力」において、同仕様書の各項に記載のある調査のほか、発注者の指示又は受注者の協議により森林土木木製構造物暫定施工歩掛を採用、施工した場合は、必ず歩掛等の検証のうえデータを記録し、発注者（監督職員経由）へ提出すること。

第 12 条 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

- 1．打ち合わせ時間の配慮
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
- 2．資料作成依頼の配慮
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
- 3．ワンデーレスポンスの再徹底
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第 13 条 建設発生土の搬出先

本工事による建設発生土の搬出は計画していない。

第 14 条 森林整備保全事業工事仕様書に対する特記事項

「森林整備保全事業工事標準仕様書」に対する特記事項は次のとおりとする。

と

条 項	項 目	特 記 事 項										
1-1-1-28	施工管理	工事表示看板又は工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。なお、記載内容の詳細については、監督職員の指示によること。										
3-3-3-3	配 合	「グラウト材」 <table><tr><th>種 類</th><th>品 質</th></tr><tr><td>セ メ ン ト</td><td>普通ポルトランド</td></tr><tr><td>高性能減水剤（非 AE）</td><td>標準型</td></tr><tr><td>水セメント比（％）</td><td>50%</td></tr><tr><td>呼 び 強 度</td><td>24 N / mm²</td></tr></table>	種 類	品 質	セ メ ン ト	普通ポルトランド	高性能減水剤（非 AE）	標準型	水セメント比（％）	50%	呼 び 強 度	24 N / mm ²
種 類	品 質											
セ メ ン ト	普通ポルトランド											
高性能減水剤（非 AE）	標準型											
水セメント比（％）	50%											
呼 び 強 度	24 N / mm ²											
3-4-10-1	一般事項	仮設工において木材の利用（丸太製排水溝や木柵工等）や支障木を有効に活用すること。										

様式 1

凡例:○:休日、●:振替休日、作:作業日、振作:振替作業日

様式 2

休日数割合とは、休日を休日と作業日の和で除した割合をいう。

凡例：○：休日、●：振替休日、作：作業日、振作：振替作業日

「週休2 日を促進する試行工事」実施アンケート

1 試行工事の概要について

(1) 工 事 名 :

(2) 工事期間 :

2 貴社の就労環境について

(1) 現在の労働時間、休日の制度を教えてください。

完全週休2日制	}	→ (2) へ
4週8休		
4週6休		
4週4休		
4週4休未満		

回 答 : _____

(2) 計画的に週休2日及び4週8休が確保できていますか。

確保できている。	}	→ (3) へ
おおむね確保できている。		
確保できていない。		

回 答 : _____

(3) 週休2日及び4週8休が確保できない理由は何ですか。

(自由記載)

3 試行工事の実施について

(1) 今回の試行工事について達成できた状況を教えてください。

完全達成	}	→ (2) へ
7 ~ 9 割程度		
4 ~ 6 割程度		
1 ~ 3 割程度		
全くできなかった		→ (3) へ

回 答 : _____

(2) 達成できた要因は何ですか。

(自由記載)

(3) 達成できなかった要因は何ですか。

--

(4) 試行工事の工期設定はどうでしたか。

適切である。

余裕がある。

不足する。 → (5) へ

回 答 : _____

(5) 不足する理由及び不足日数を教えてください。

(自由記載)

--

不足日数	
------	--

4 「週休 2 日制」にするための方策

「週休 2 日制」とは、週のうち土曜日及び日曜日を休工日とする制度。

(1) 「週休 2 日制」を確保する上で、発注者に求めることはなんですか。

(自由記載)

--

(2) その他「週休 2 日制」を導入することに関して、現場や体制上の課題や不安
はありますか。

(自由記載)

--

番 号
年 月 日

(契約の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇 森林管理署長 〇〇 〇〇

森林土木工事における週休 2 日の取組実績証明書 (通知)

貴社が受注した下記の工事について、週休 2 日の取組状況を確認した結果、4 週 6 休以上の現場閉所 (休日確保) を達成したことを確認したので通知します。

記

1 工事名 〇〇〇〇工事

2 工 期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

3 週休 2 日の取組結果

4 週〇休 (〇 %) 以上 4 週〇休 (〇 %) 未満^{【注】} を達成 (括弧内は現場閉所率又は休日率)

【注】下線部には、次の週休 2 日の取組状況のうち該当するものを記載する。

- ・ 4 週 8 休 (28.5 %) 以上
- ・ 4 週 7 休 (25.0 %) 以上 4 週 8 休 (28.5 %) 未満
- ・ 4 週 6 休 (21.4 %) 以上 4 週 7 休 (25.0 %) 未満

現 場 説 明 書

中越森林管理署

工 事 名 : 小沢復旧治山工事 (R4 補正)

説明事項

1. 一般的事項について

(1) 工事入札

工事入札(又は見積書の提出)にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に低触する行為を行ってはならない。

(2) 工事用仮設用地の選定や支障木の伐採等は監督職員と充分打ち合わせ、森林事務所等で所定の手続きのうえ使用し、使用後は原形復旧等を行い返地すること。

(3) 山火事の防止には、充分留意すること。

(4) 一般者の現場内立入を禁止する等、事故の発生を未然防止する措置をすること。

(5) この工事の支給材料及び貸与品はない。

2. 契約について

(1) 契約金額は、落札金額に 10%の消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。

(2) 前払金は、請負代金の 4/10 以内とする。ただし、令和 5 年度の前金払の請求については、示達がなされた以降となるので、請求日については監督職員に確認すること。

(3) 中間前金払は支払わない

(4) 部分払について

ア 契約金額が 1 千万円以上かつ工期が 150 日以上の工事に適用され、契約時に約定することができる。

3. 契約の保証について

(1) 落札者は、工事請負契約書の提出とともに、以下アからエのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「第四北越銀行六日町支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 稲葉貢」を記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示によること。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は工事完成后、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 債務不履行時による損害金の支払を保証する銀行等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、保証事業会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の預金の受入れを行う組合とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 中越森林管理署長 澤井 良一」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

(エ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(オ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、銀行から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ク) 受注者は、工事完成后、分任支出負担行為担当官等から保証書（保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

ウ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 中越森林管理署長 澤井良一」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(エ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(オ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

(カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約束する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官中越森林管理署長 澤井 良一」と記載するように申し込むこと。

(エ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(オ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等を確認し、指定された手順を踏むこと。

(3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※ 電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※ 電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※ 契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※ 認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

(4) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約の保証を付させなくてもよいものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 16 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約書である場合。

イ 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者（中小企業体基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 号に規定する会社及び個人をいう。）であって、その数が 3 人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（競争参加者選定事務取扱要領（平成 13 年 4 月 16 日付け 12 林国管第 73 号林野庁長官通達）第 5 条の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より 2 等級以上下位である場合を除く。

4. 工事用資材等の運搬関係

大型貨物自動車の過積載に対する罰則が強化されたことに伴い荷受人にもその責を課せられることにより、違反運行の背後責任による逮捕又は起訴された場合は指名停止となるので、大型貨物自動車等により工事用資材及び工事用機械器具等の運搬に際しては過積載のないように十分に注意すること。

5. 日本工業規格の国際単位系への移行に伴う取扱いについて

契約図書で旧 J I S 製品記号を用いている場合は、新 J I S 製品記号に読み替えるものとする。

6. 建設業退職金共済制度について

- (1) 当該工事を受注した建設業者（以下「受注者」という。）は、建退共制度の発注者用掛け金収納書（以下「収納書」という。）を提出するものとする。
- (2) 受注者は、前項の収納書を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出する。ただし、期限内に収納書を提出できない事情があると認められる場合で予め発注者に申し出た場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、前項のただし書の申し出をする場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により発注者に申し出るものとする。
- (4) 受注者は、前項の申し出をした場合、又は請負契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入した場合は、この収納書を工事完成までに発注者に提出するものとする。なお、受注者は請負金額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入しなかったときは、発注者にその理由を書面により提出するものとする。
- (5) 発注者は、共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、受注者又は建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることができる。
- (6) 受注者は、現場において「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識の掲示を確実に実施するものとする。
- (7) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係わる共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

- (8) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係わる共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (9) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、受注者に建退共制度への加入手続、あるいは共済制度の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、受注者においてできる限り下請業者の事務の委託に努めること。

7. 工期に係る余裕期間の設定について

- (1) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和5年5月7日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んでいる。なお、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。
- (2) 余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき工事工程表に工事着手日を記入し提出するものとする。併せて配置予定技術者を届出るものとする。

8. 主任技術者、監理技術者の専任を要しない期間について

主任技術者、監理技術者の専任を要しない期間は次のとおりとする。

- (1) 現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- (2) 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、跡片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例「検査合格通知」等における日付）とする。

9. 施工体制台帳の作成及び提出について

下請契約を締結した場合においては、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出すること。

10. その他一般に現場説明における説明を要する事項としての、設計図書等の内容について

- (1) 設計図書に数量のみを示した工種で施工箇所及び箇所別数量が明示されていないときは、監督職員の指示又は承認により施工すること。
- (2) 現地で条件変更等の事項が確認され、地形等の状況に基づき、土木定規及び施工基準図

により施工し、必要あるときは監督職員の指示又は承認による。

- (3) 工事支障木について監督職員と協議の上、工事受注者が処理すること。なお、予定価格には支障木処理費は含まれていない。